



アクサ生命

アクサの
長期保障の定期保険

扶助アップライク

災害保障重点期間設定型定期保険

会社を守りながら、ご勇退後を
より豊かなものにするために。

経営者の未来と
会社の安心のために。

特長
1 98歳までの長期の死亡保障を、
割安な保険料で準備できます。

ご契約から一定期間は災害以外を原因とする
死亡保険金を抑えるため、その分保険料が割安です。

特長
2 まとまった資金が必要になったときには、
契約者貸付や払いもどし金を
ご活用いただけます。

特長
3 簡単な3つの告知項目でお申込みできます。
医師の診査は不要です。

※告知項目についてはパンフレットでご確認ください。

●お引受けには所定の条件があります。本商品をご検討の際には「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

AXA-A1-1801-0047/9F7

アクサ生命は、商工会議所と協力し、会員事業所の各種ニーズ(弔慰金・見舞金制度、退職金制度、リスク対策や事業承継など)を共済制度／福祉制度でサポートしています。

アクサ生命保険株式会社 郡山支社 福島営業所
〒960-8053 福島市三河南町1-20 コラッセふくしま8階 TEL 024-536-2407

二本松商工会議所活用ガイド

労働保険の事務を委託したい

労働保険とは、労働者災害補償保険（労災保険）と雇用保険とを総称したもので、政府が管理・運営している保険です。労働保険は強制的な保険ですので、農林水産の事業の一部を除き、労働者を1人でも雇っていれば事業主は労働保険に加入し、労働保険料を納付しなければなりません。

労働保険 労災保険 雇用保険

当所労働保険事務組合では、雇用保険や労災保険の加入手続き、保険料の申告、納付に関する手続き、被保険者に関する手続きなどを事業主に代わって行います。

労働保険事務組合に事務委託をするメリット

■労働保険事務の手間が省けます！

…当所が一括して事務処理を行いますので、申告納付や各種手続きの手間を省くことができます。監督署や公共職業安定所などに行くことなく、当所の担当者と電話やFAXなどのやりとりで済みます。

■事業主や家族従事者も労災保険に加入できます！

…従業員と同じ仕事をしていても、事業主や役員、家族従事者は通常労災保険に加入することができますが、労働保険事務組合に委託すると労災保険に特別加入することができます。

■保険料を分納することができます！

…一般的に労働保険料が一定額を超えると分割納付することができませんが、労働保険事務組合に委託することで労働保険料の多少に関わりなく年間3回に分けて納付することができます。

■各種手続きに対する追加手数料がかかりません！

…当所の会員サービスの一環として行っておりますので、年間の事務委託手数料※の他には、各種手続きに対する追加手数料は一切かかりません。資格取得・喪失など何件手続きをしても追加の手数料は頂きません。

※事務委託手数料：概算保険料の5%相当額
(ただし、上限10万円～下限4千円)

事務委託のできる事業主

1. 常時使用する労働者が、以下の規模の事業主。

- ・金融、保険、不動産、小売業：50人以下
- ・卸売業、サービス業：100人以下
- ・その他の事業：300人以下

2. 当所の会員事業所であること。

事業主に代わって行う労働保険事務の内容

- ・概算保険料、確定保険料などの申告および納付に関する事務
- ・保険関係成立届、雇用保険の事業所設置の提出等に関する事務
- ・労災保険の特別加入の申請などに関する事務
- ・雇用保険の被保険者に関する届出等に関する事務
- ・その他労働保険についての申請、届出、報告に関する事務

労働保険事務組合とは…

事業主からの委託を受け、事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて、厚生労働大臣の認可を受けた団体です。労働保険事務組合として認可を受けている団体には、主に商工会議所や商工会、事業協同組合などがあります。

お困りの際は当所労働保険事務組合(担当：五十嵐)までお気軽にお問い合わせ下さい。

記帳・申告について知りたい

帳簿のつけ方から決算・申告まで 一年間継続して指導します

記帳は融資の申込みや税務の申告の基礎となるばかりでなく、経営改善の道しるべです。
毎日正しく記帳しましょう。商工会議所では、記帳の仕方から税金面で色々な特典が受けられる青色申告の手続きや確定申告の手続き、また所得税をはじめ各種の税金について経営指導員が丁寧に指導いたします。

こんな時ご利用ください

- 帳簿のつけ方がわからない
- 必要経費と家計費の区別がはっきりしない
- 帳簿をつけていないので、黒字なのか赤字なのかはっきりしない

※平成26年1月から事業所得、不動産所得、山林所得を生ずべき業務を行うすべての方に、記帳と帳簿書類の保存が義務となります。

現金出納帳

- ・「店の金庫」から出し入れする金銭すべてを、その日ごとに記帳します

買掛帳

- ・商品を掛けで仕入れたときや、その代金を支払ったときに記帳します。

固定資産台帳

- ・建物、機械、車両、備品などの資産を購入したときに記帳します。

売掛帳

- ・商品を掛けで売ったときや、その代金を受け入れたときに記帳します。

経費帳

- ・通信費、修繕費、消耗品費等の項目に区分して記帳します。



二本松市共通商品券の加盟店になりたい

当所では、市外への消費流出防止・地元需要の拡大を図り、二本松市をより元気にすることを目的として、平成17年より「二本松市共通商品券」を発行しています。現在は295店の加盟店で利用でき、発行額は4億円を超えており、商品券取扱い加盟店は随時募集しておりますので、ぜひご加盟のご検討をお願いします。

二本松市共通商品券とは？

- 発行団体 二本松商工会議所
- 加盟店数 295店 平成30年4月末現在
- 発行額面 1,000円券1種類
- 有効期限 無期限

加盟店になるには？

- 入会金 店舗面積によって入会金を徴収します。
※年会費はありません

・500m ² 以下	5,000円
・501m ² 以上1,000m ² 以下	20,000円
・1,001m ² 以上	50,000円
- 換金方法 商工会議所振出の小切手により換金します。
その際、**換金手数料3%を差し引いた額**で換金することになります。

☆みんなで力を合わせて

『二本松市共通商品券』を普及させましょう☆

まつしんサンデー相談会開催中！

平成30年4月8日から 安達支店にて

毎月第2・4日曜日 AM9:00～PM3:00





当所青年部（大河内威会長）の第四十回通常総会は、四月二十四日に二本松商工会議所において開催された。出席会員全員で青年部の歌「伸びゆく大地」を斎唱し、手塚直前会長の綱領朗読・指針唱和に続いて大河内会長が「今年度のスローガンは『和つしよい！二本松』と掲げさせていただいた。わつしよいとは『和を背負う』という意味がある。全員が一つになつて力を合わせ目標に向かっていく。Y EGの仲間全員が心を一つにしてこの二本松を担いで行こうという意味が込められている。たくさんの仲間と共に時には肩を抱き合い、時にはぶつかり合い、お互

「を一つに」「和つしよい！」「一本松」 —青年部 新年度事業計画・予算承認



▲あいさつをする大河内会長



▲記念品を贈呈する手際

いに切磋琢磨しながらこれからの青年部を築きあげたい」と挨拶し、その後議事に入った。

平成二十九年度事業報告並びに收支決算、平成三十年度事業計画並びに收支予算について審議し、満場一致で承認された。

席上、手塚直前会長の労をねぎらい、山口会頭から感謝状が伝達され、大河内会長からは記念品を贈った。また平成二十九年度卒業生の穂積元彦さんにも記念品が贈呈された。

通常総会終了後、同会場において懇親会を開催し、会員相互の親睦を深めた。

- ◆会員の資質向上と自己研鑽を目的とした例会（講習会）の開催
 - ◆会報・会員名簿の作成
 - ◆会員を対象とした親睦事業の開催
 - ◆会員の拡大増強
 - ◆他団体との親睦事業の開催
 - ◆県連会員大会への参加協力
 - ◆先進地視察研修の実施
 - ◆二本松の魅力発信事業（マツコン等）の実施
 - ◆会員の拡大増強
 - ◆上部団体及び関係団体の事業等への参加協力
 - ◆他青年部並びに青年団体との交流



▲あいさつをする根本会長



当所女性会（根本道子会）の第四十二回通常総会は、四月二十三日に岳温泉・陽日の郷あづま館において開催された。

総会では、鈴木美砂子副会長の開会のことばに続いて、根本会長から「会員の皆様の協力により一年の事業を終えることができたことに感

る事業（いわき花火大会見学）への参加、親会である二本松商工会議所諸事業への参加協力等を予定している。また、総会終了後には同館二階の会場において観桜会を開催し、三保市長をはじめ十二名の来賓が出席して会員との懇親を深めた。

則の制定についての計三議案について諮り、承認された
本年度事業としては、建康

女性会
新年度

事業計画・予算承認 —通常総会ひらく



ポスター・チラシ・印刷なら当社におまかせください！

高品質!!
低価格!!

1枚から
印刷!!

印刷全般・名刺から記念誌等
動画撮影全般・動画編集

大
売
り
出
し

オリジナル
のぼり印
刷

(有)松屋印刷所

二本松市本町 2-123

TEL 0243-22-0459

TKC 全国会 会員

中小企業と納税者の強い味方!!

JPA総研『よろず相談所』日本パートナー

税理士法人
社労士法人
行政書士法人

會計事務所

・由量優自企業誕生支援・事業承継相続対策支援・企業防衛生保

超リスクマネ損保支援対応

お気軽に何でも御相談下さい！【守秘義務を厳守】 親身の当事者と

より添い侍で取り組みます!! 全ての相談は一切無料です!!

利用者急増中! 社内研修や自己啓発に、当所の無料会員登録「WIZナレッジ」をぜひご利用ください。